

平成31年度非遺伝毒性発がんスクリーニング試験対象物質の選定方針

遺伝毒性評価ワーキンググループの評価により「遺伝毒性なし」と判断された物質及び構造活性相関の結果が「－」であった物質について、国の委託事業により非遺伝毒性発がんスクリーニング試験（「Bhas42細胞を用いる形質転換試験」（プロモーション試験のみ）に決定）を行っている。

平成31年度は、以下の観点から優先順位付けを行い、20物質程度を選定する。

- 1 労働者ばく露の観点から、次の（１）～（２）を総合的に判断する。
 - （１）国内の製造・輸入量
量が多い物質を優先。
 - （２）用途
幅広い用途で使用される物質や、開放系での使用が予想される物質を優先。
- 2 ただし、次の物質は試験対象から除外する。
 - （１）常温で気体の物質
（理由）現時点では、ガス状物質に関する非遺伝毒性発がん性スクリーニング試験の方法が確立されていないため。
 - （２）天然物由来の物質や、構造類似物質の混合物等
（理由）試験に使用する試薬が入手できないため。
- 3 また、「アルカン酸（C＝4～30）」のように、化審法で同じグループに属する化学物質は、まず炭素数の小さいものについて試験を行い、その結果が「陰性」であれば、炭素数の大きいものについては試験を省略する。逆に、炭素数の小さいもので「陽性」の結果が得られた場合には、炭素数の大きいものについても試験を行って確認を行う。